

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	418	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農地法第4条第3項に規定される農地転用の許可の際に義務付けられている都道府県農業会議への意見聴取は、会議が形骸化していること及び事務の効率化による市民サービス向上を図る観点から廃止する。

【規制緩和等の必要性】

地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。

農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。

【支障事例】

農地転用許可権限が道府県から移譲されている場合でも道府県農業会議への意見聴取が法的要件のため、申請者への許可書の発行までの処理日数は移譲前と変わらない。

道府県農業会議への意見聴取は、農業委員会の審議と二重審議であるとともに会議は形骸化している。また、事務処理期間も長くなり市民サービスの面からも支障がある。

道府県農業会議への意見聴取には議案の作成、会議への出席、議案の説明等事務処理上、多大な負担となっている。

根拠法令等

農地法第4条第3項
農地法第5条第3項

都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	990	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項】

農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止

【支障事例】

農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。

【制度改正の必要性】

農地転用許可は、農用区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「農地転用許可権限の移譲」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。

根拠法令等

農地法第4条第3項、第5条第3項

都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等の閣議決定を受けての見直し及び検討となっているが、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国（農林水産省）の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	39	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
平成22年の県基本方針の策定に際し、当初、県で算定した目標値は基準年比で98%であった。これは、農業県であると同時に工業県でもある本県は都市と農村が近接しており、都市的土地需要が大変高い地域である等、本県の実情を踏まえた上で、政策努力も加味して設定した数値である。
しかし、国は、基準年比102%と設定した国の目標を全国一律にあてはめようとし、102%ありきの議論に終始し、最終的に、当県の実情にそぐわない100%という目標値とすることで、基本方針変更の同意が得られることとなった。

【制度改正の必要性】
平成22年の国の基本指針変更に伴う県の基本方針変更の際には、国の確保すべき農用地区域内農地面積の目標に沿うことを求められ、県の実情にそぐわない目標面積とせざるを得なかった。地域の実情に即した、県の自主的・主体的な取組を阻害することのないよう、大臣協議、同意は廃止する。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律
第4条、第5条

食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。

今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。

なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地の確保のための施策の在り方等についての検討は必要と考えるが、地方分権の観点から、地方の実情が十分に反映されるよう、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	102	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度概要】

国は、食料の安定供給という責務から、どの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があるとし、農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては国の協議・同意を得ることとしている。

国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定し、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組となっている。

【支障事例】

都道府県の確保面積の算定にあたっては、全国一律の基準で行われており、各都道府県ごとに農家の高齢化・担い手不足、条件不利農地の存在やその他地理的条件の差異など様々な要因があるにもかかわらず、それらは全く考慮されていない。

また、「協議」でありながら、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられ、それに応じなければ国の同意がないという実態がある。

【制度改正の必要性】

確保面積目標算定について国への協議を廃止し、県の地域性・独自性が反映できるようなくみとすべきである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項

食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。

今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。

なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「協議」でありながら、県の意見が反映されているとは言いがたい実態がある。県の意見を十分聴いていただくとともに、確実に反映できるしくみとなるようお願いしたい。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	164	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	鳥取県・京都府・徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】

国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」は、各都道府県の確保面積の合計と一致する仕組みとなっている。

このため、国と県との協議で、国は全国一律の基準で算定された確保面積を求め、県の地域性・独自性を十分に反映した内容により異なる確保面積を提示しても同意を得ることは困難となっている。

よって、地域の実情を踏まえた仕組みにするとともに、協議・同意制を意見聴取など都道府県の意向を拘束しない方法に変えるべき。

※H22年度作成の県基本方針の農林水産省との事前協議で、本県の実態を踏まえ目標面積はH21年比22%減となる見込みとの実情を伝えたが、国の基本指針の目標面積の算定割合と同じ2%(800ha)増となるよう求められた。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項

食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。

今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。

なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県も、基本的な考えは国と認識を共有しており、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、協議・同意について法律上位置付けなくても、必要に応じて国と都道府県での任意の協議で足りるものと考えられることから、農林水産大臣への協議は速やかに廃止すべき。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	250	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

国は、食料の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要であることから協議・同意を得ることとしており、国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定されており、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組みとなっている。

各都道府県に対しては農家の高齢化、農業の担い手不足、条件不利な農地の状況、地理的条件等都道府県の実情をあまり考慮せず全国一律の基準で確保面積の算定がされている。また、農振法第12条の2に規定されている市町村による基礎調査実施中で農用地等の面積の減少が見込まれるものについても確実ではないとして考慮されないなど都道府県の実態を反映されておらず、協議となっているものの実態としては、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられており、それに応じなければ同意されないという実態があり、各都道府県の確保面積の算定方法は不合理である。

確保面積目標算定について県の地域性・独自性が反映できるよう、協議ではなく、国への意見聴取等に変えるべき。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項

食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。

今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。

なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国との協議において、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が割り当てられており、それに応じなければ同意されないという実態がある。

協議ではなく国への意見聴取等に変えることにより、確保面積目標算定について都道府県の地域性・独自性を反映できるようにすべきと考える。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	802	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽くすことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要なとされている農林水産大臣への協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

平成21年の農振法改正により、農業振興地域整備基本方針に「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたことを受けて、平成22年度に基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議を行ったが、協議において、国から各都道府県に対し、国の設定基準に即した算定に直すこと等、目標の上積みを要請され、最終的に国の同意を得る必要があることから応じた。

その結果、現在、各都道府県の面積目標は、国と同様、実効性がなく、達成できる見通しが無いものとなっている。(全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。)

【提案内容】

まず国が「農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が議論を尽くし、農地確保の施策実施について果たす役割が大きい市町が、地域の実情を踏まえて主体的に定める合理的な目標面積を積み上げた数値をベースにする。

【改正による効果】

県が県基本方針に目標面積を設定する際には国との協議が不要となるとともに、国・地方が責任を共有しつつ、実効性のある農地の総量確保が可能となる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項、第5条第3項

食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。

今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。

なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・食料自給率の向上、即ち農業生産の拡大は、農地だけでなく、農業用水等の農業資源全体や農業者、農業技術等が一体となって初めて実現するものであり、地方自治体は、農業生産の拡大に向けてその地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施している。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	17	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする。				
提案団体	飯田市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

- ① 現行では、定住促進のための住宅をはじめ地域振興や住民福祉のための公共施設の建設にあたっては、農振除外審査及び許可と、農地転用の審査と許可が必要であり、例外規定により開発相当と判断されるまで1年ほどの期間が必要となる。
- ② 地域事情を把握している市町村が主体となって、定住促進や安心して暮らせる環境づくり等住民福祉の向上を進めるため、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ・支障となる手続きの現状と事例
開発を進める場合、農振除外の申し出の審査対象には建物の平面図、立面図を整えることが必要になる。土地収用法に基づく開発計画でない限り、市町村の開発であっても同様の手続きが必要である。建設に至るまでには、農振除外の審査及び許可と農地転用の審査及び許可の手続きが必要であり、例外規定である宅地開発相当と判断されるまでに、最短でも1年程度の期間が必要になるため、定住希望者が計画を断念するケースがある。
- ・迅速な事業推進の必要性
定住促進のための住宅や福祉施設等の整備により地域の活力維持と暮らしやすい環境づくりを進める必要があり、地域事情を把握している基礎自治体である市町村は、国・県と協力して優良農地の確保や保全・維持に努めつつ、迅速な事業推進を図っていく必要がある。
- ・地域の実情を踏まえた必要性
特に、中山間地域等では営農活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、鳥獣害等による農作物被害、農業経営の不安等による離農が多い。農地の条件不利な地域では、農業収入による生計は非常に困難であり、中山間地域の危機的な状況を打開していくため、特に若年層の後継者、定住者の確保のためには、就業の場と住居を確保することを第一に検討すべきである。若い定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手となっていくことが期待できるものとする。
- ・以上の理由により、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・上記のことに実現するためには、「農地の総量確保」と「地域の実情に応じた農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更」を両立させる適切な運用基準が必要となるが、その制度設計に当たっては、国は地方公共団体の意見を十分に聴き、市町村が移譲された事務・権限を適切に運用できるようにすべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	101	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度概要】
市町村農業振興地域整備計画の策定・変更については、法律の基準に従って計画策定・変更をし、このうち農用地利用計画については都道府県知事との協議・同意を必要とするしくみとなっている。

【支障事例】
当県では、農地転用(4ha以下)に係る許可権限を平成20年度までに全市町村に移譲しているが、農業振興地域の整備に関する法律において、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたって都道府県知事への協議・同意が義務づけられているため、農地制度上の権限が市町村において完結しておらず、市町村による真の意味での自主的・主体的な地域づくりが可能となっていない。

【制度改正の必要性】
同計画の策定・変更については、法令上基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更を行えば足り、都道府県知事への協議を廃止することによって事務の迅速化が図られる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

法令上の基準が明確に示されており、市町村で確実に事務を執り行うことができると考えている。
農地転用許可事務と併せて市町村で事務処理を完結させることにより、事務の迅速化が図られる。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	105	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止				
提案団体	栃木市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、これに基づいて市町村が農用地区域を定めることにより 優良農地の確保と計画的な農業の振興を目指す制度であるが、本市のように、3度の市町合併を行い、市域が広域となった自治体では、市政推進の指針となる総合計画やまちづくりの指針となる都市計画マスタープランと整合性を図った適切な土地利用の見直しが必要となっている。特に本市の土地利用上の大きな特徴として、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の結節点に位置し、3か所のICを有しており、周辺地域は、物流・産業の拠点など将来の地域振興に大きな期待が寄せられている。さらに、少子高齢化に伴う人口減少対策として、定住促進の強化対策を本市は打出しており、安定的な雇用の確保が求められている。しかしながら、3か所のIC周辺地域は、ほとんどが農振農用地に該当しており、ICが設置された地理的優位性が一向に活かされていないのが実情である。市のまちづくりの方向性を定めた総合計画や都市計画マスタープランを推し進めていく上では、農業振興制度が大きなハードルとなっている。

【廃止の必要性】

農用地利用計画の変更に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止としていただきたい。地域の実情を反映したまちづくりを効果的に進めていくには、市の責任の下、将来のあるべき姿を考え、計画的かつダイナミックな土地利用の見直しを決めていくことが重要である。また、農振除外の手続きについても、時間的な短縮と地域住民へのサービス向上が図られ、事務量の削減にも繋がるものである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	132	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

<概要>

農用地利用計画の策定・変更については、法律により市町村が定めることとなっているにもかかわらず、都道府県の同意を要する協議が必要となる。この都道府県の同意を要する協議を一定規模の市町村に限って廃止することにより、農業振興を図りつつ、地域独自の土地利用が迅速に促進されることが可能となるもの。

<地域の実情を踏まえた必要性>

土地利用に係る実質的な権限が市町村に無いことから、地域独自の土地利用を迅速に行うことができず、地域振興の妨げとなっている。特に人口減少に歯止めがかからない地域経済の現状をみると、地域資本の集約及び活性化が重要な課題である。一定規模の市町村に限り要件緩和を行うことは、人口急減に直面する地方の農業振興を図りつつ、国家戦略に基づく、産業の集積の実現による地域振興を図ることができる。

<具体的な支障事例>

雇用創出及び定住確保のための企業誘致等に支障をきたしている。また、災害に伴う住宅移転等、迅速に対応したい場合、都道府県の同意・協議の廃止がなされれば、事前相談期間、法定協議期間等が不要となり、農振除外に要する期間が2ヶ月程度短縮することが可能となる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	165	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止				
提案団体	鳥取県・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】

市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。

都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に作成・変更できない。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

市町村が定める「確保すべき農用地等の面積の目標」は、市町村が自主的・主体的に考えて設定したものであるが、食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有しており、協議・同意について法律上位置付けなくとも、必要に応じて都道府県と市町村での任意の協議で足りるものと考えられることから、都道府県知事の協議は速やかに廃止すべき。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	211	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げになっている。

農振除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申出者からも時間が掛かりすぎるという声が多く上がっている。

同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないとする。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	251	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

市町農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について、法律にその基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更をすればよく、県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

市町村農業振興地域整備計画の策定・変更の基準は、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保の観点からも検討された基準であり、その基準に沿って市町村が判断(計画策定・変更)すればよく、都道府県知事への協議は廃止すべきであると考えます。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	682	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

市が定めている農業振興地域整備計画について、県知事が行う「同意」を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ・横浜市の農業振興地域整備計画の策定、変更に対し、神奈川県知事の同意が不可欠な制度となっており、市の行政計画としての自主性を発揮するための支障となっている。
- ・農業振興地域整備計画の変更に際し、県知事の同意を得るための現地案内や説明資料作成、調整等に多大な時間及び作業を要し迅速性を欠いている。
- ・例えば、市が行う公共事業に係る案件の県との調整が長引くことにより、道路事業に遅れが生じている。この結果、見通しの悪い不整形な道路が長期間にわたり存在することになり、バスや大型トラックの通行に支障が出ていることや、歩道が途切れる原因となっている。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項、第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

引き続き、地方分権有識者会議「農地・農村部会」での検討を踏まえ、実現に向けてご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	748	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【理由】

東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。

しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。

農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。

【支障事例】

本市の場合、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発には、一定の要件を満たす地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(以下、27号計画という。)の作成が求められる。27号計画に定める施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られているが、県の意向に大きく左右されるため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。

これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	876	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るためにも、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地区域設定率が、近畿2府4県の中で最も高い滋賀県の中であって、近江八幡市は県内1位の96.7%（平成24年12月）となっているが、一方で、農村集落においては高齢化や若者の減少による農業の担い手・後継者不足が進んでいることから、大規模農家へ農地を集積することなどで農業の効率化を推進し、魅力のある農業、自立する農業の実現に向け取り組んでいかなければならない。そのための一つの手段として、農地の一部を有効活用して大型農業機械を購入するための資金を確保するなど、新たな施策の展開による農業振興が必要となっている。

また、平成25年に全農業集落(86集落)の全ての世帯を対象として実施した「農村のまちづくり」に関するアンケート結果(回収率71.2%)を見てみると、農業の後継者がいない農家が6割を超えているだけでなく、既に、集落営農など、他に任せている人が6割を超えている。他方で、集落を活性化するためなら外部からの移住を容認するという回答は87%もある。にもかかわらず、本市には、こうした県内外からの人々を受け入れることのできる白地農地はほとんど無い。

こうした状況において、農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、事務の迅速化が図れず、そのため、県内外からの農業の担い手も含めた住民の呼び込み、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等による活力に満ちたまちづくりに向けた施策も、状況に応じて的確に実施することが出来ない。

根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方六団体からの提言にある、「市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。」の実現に向けた検討をいただきたい。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	991	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意を廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項】

農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止

【支障事例】

農用地区域の設定を含む農用地利用計画についても市町村が策定するが、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。

【制度改正の必要性】

土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。提案内容は、その際の事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画)

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。このようなことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	992	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。

【権限移譲の必要性】

- ・除外等の申し出に対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。
- ・基礎自治体が地域の実情に即した農業振興施策と農業振興に係る権限とを併せ持つことで、地産地消推進や福祉農業実施等、都市農業振興と地域活性化に繋げる取組を行うことが可能となる。
- ・地域のニーズに対応する土地活用は、宅地開発者の意向が強く反映されがちであるため、適正な農地保全を行うために、地域の営農者と身近な基礎自治体が連携することで、地域農業の振興策に対応した土地活用が可能となる。

【支障事例】

- ・農用地利用計画の策定、変更にかかる知事の協議・同意が必要なことにより、計画の公告までの期間が2か月程度長くなる。
- ・農業振興地域内の農用区域以外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情をよく把握する市町村が主体的に実施できない。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	419	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。

【権限移譲の必要性】

・農業振興地域の指定・変更とそれに伴う農林水産大臣との協議を基礎自治体が担うことにより、地域の営農者と身近な基礎自治体が地域ニーズに対応した土地活用を可能とし、真に保全すべき農地の保全や営農者の生活基盤の確保に取り組める。

【支障事例】

農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ所定の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の原案をそのまま公告しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。(別紙No.2-1、2-2)

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第6項、第7条第1項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

なお、農業振興地域の指定・変更にあたっての農林水産大臣への協議は、必要とされていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。

農業振興地域の指定、変更にあたっての農林水産大臣への協議とは、都市計画法第23条第1項の規定により、「区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣にあらかじめ協議しなければならない」とされているものを指すものである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	863	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の指定権限の移譲				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地等として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、首都圏に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況になりつつある。

このような中、農業振興地域に指定されていない区域においても、新たに農用地区域として指定を行い、農業振興を進めたいと考えているが、農業振興地域の変更は県の事務とされているため、地域の実情に応じた農地の保全が行えず、農業振興に関する公共投資を行いたくても行えない状況にある。

また、都市の成長を図るために行う土地利用についても、地域の実情に合った土地利用ができない状況にもある。

都市の成長を促す都市化と農業振興を並行して推進するためにも、地域の実情を把握している市の裁量において、農用地区域の指定を行うため、農業振興地域の変更をも可能とすることが必要と考える。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条

農業振興地域の拡大については、拡大予定地域に含まれる農用地等として利用すべき土地の面積の規模にかかわらず行うことができるので、農業振興地域の指定権者である埼玉県と相談されたい。

また、農業振興地域に指定された区域内において、集団的な農地や土地改良事業が実施された土地以外であっても、市町村が地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められた場合には、農用地区域に設定することができる。

なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の趣旨は、農業振興地域の指定権者を地域の実情を把握している市にすることである。現在、農地・農村部会において検討中とのことであるため、提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	216	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること。				
提案団体	新潟市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域で航空機産業の企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【法律の改正箇所】

法第10条第4項の「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り扱うものとする。

【支障事例・過去の議論】

ある土地を利用するためにその区域を都市計画区域へ編入するとすると、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街地区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念もある。

例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組を例に挙げると、本市では現在NIIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際には、計画から設置場所の決定まで8カ月で実現している。

しかし、今後このように企業が成長産業へ進出を計画しても、開発可能な地域には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積など既に整備された社会インフラを活用し、関連事業が一体となって集積することで一層の成長が見込まれる。

一方で、無秩序に農地を転用することは食料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまでと同様の食料生産を図る必要がある。

成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋がりたい。農地としての貴重性も理解できるが、該当する地域の農業価値と新たな産業的価値との比較を是非検討させて頂きたい。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律等10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項

耕作放棄地を再生した場合、同面積を企業用地に活用することについては、優良農地を転用する一方で、条件が悪くて荒廃した同面積の農地を再生したとしても、全体としての農地の質が維持されないなどの問題があると考えている。

空港周辺で航空機関連産業を集積するためには、市のまちづくりとして計画的に土地利用を行うことが必要と考えており、都市計画法に基づき市街化区域に編入するという手法により実現可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今回の提案内容としては、耕作放棄地を再生した場合、「同面積ではなく、一定の割合の面積」について、企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案するものである。

農地としての価値や食料生産の保持も当然考慮すべきことではあるが、国土全体の土地利用まで考えた場合、農地としての価値のみに着目するのではなく、成長産業の育成の場としての、その土地の価値についても十分考慮した上で土地利用を図ることが、国土利用の効率化にもつながると考えられる。

市街化区域編入は、都市計画法に基づき団体が独自に判断するものであり、今回提案している農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の問題とは直接関係ないと考えられる。また、提案内容においても記載させて頂いたとおり、都市計画法に基づく市街化区域に編入するという手法では、計画から実行までに年単位の時間を要する。過去の市街化区域編入のケースにおいては、個々の案件により差はあるものの、手続き開始より最短でも1年程度を要している。従って、市街化区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念がある。

成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋がりたいと考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	40	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農家レストランの農用地区域内設置の容認				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。

【支障事例】

いちごの収穫体験(いちご狩り)を営んでいる農家が、利用者の増大に対応するため、新たに農用地区域内農地を借りて収穫体験施設を増設することとした。その際、所得の拡大や利用者サービスの向上を図るべく、自家及び地域の農産物を用いた農家レストランを同一敷地内に併設しようとしたが、農家レストランは農業用施設に該当しないとして認められなかった。

【制度改正の必要性】

主として同一市町村内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項

農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。

農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。

なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国家戦略特区制度の下での検証や、全国展開の検討にあっては、6次産業化の促進の観点を十分に踏まえて積極的に対応していただきたい。

全国知事会からの意見

・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	141	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和				
提案団体	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】現在、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域をいう。以下同じ)内においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。
このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。

【制度改正の必要性】「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。
農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。
「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条
農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。

農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。

なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方創生、地域経済の活性化には農林水産業の6次産業化は非常に重要であり、また、安倍内閣が進める『攻めの農林水産業』においても、農林水産業の6次産業化は重要な柱の一つとなっており、農家レストランは、その6次産業化の実現に大きく寄与する施設である。
本件提案に係る規制緩和を国家戦略特区に限定せず、速やかに全国一律に展開するべきである。

全国知事会からの意見

(当会意見)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	169	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地区域内への農家レストランの設置の容認				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、農用地区域内農用地(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地をいう。以下同じ)においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。

このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内農用地であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。

農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内農地への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。

根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律 第3条第4号
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条
- ・農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。

農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。

なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安倍内閣の進める『攻めの農林水産業』においても、農業の6次産業化は重要な柱の一つとなっている。6次産業化の鍵は、地域の所得と雇用の確保であり、農家レストランはその実現に大きく寄与する施設である。

また、農家レストランは、民間参入によらず、農業者が主体となって新たな地域ビジネスに取り組もうとするものであり、地方創生、地域活性化に資する取り組みとして積極的に推進すべきものであることから、国家戦略特区に限定するのではなく、速やかに全国一律に展開されたい。

全国知事会からの意見

・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	579	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けなければならないとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定める全部効率利用要件が、農地等の利用集積等に支障となる事例が見受けられる。

【制度改正の必要性】

自宅から遠隔地にあり耕作に不便な農地等を他者に貸し付けている者が、居住地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けているという理由で、全部効率利用要件を満たせず、法第3条の許可が認められないケースがある。また、田と畑(樹園地)の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得をしようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある。

現在の制度においては、貸し付けている農地等を他者へ売却するか、賃貸借契約を解除した上で当該農地等を自ら耕作しなければ、新たに農地等を取得等することができないので、農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとするべきである。

根拠法令等

農地法第3条第2項第1号、農地法関係事務に係る処理基準について第三の3の(1)

農地法第3条許可の要件の一つである「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」(全部効率利用要件。農地法第3条第2項第1号)の解釈については、「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)の別紙1の第3の3の(1)に規定しています。

具体的には、農地等の権利を取得しようとする者が、新たに権利を取得しようとする農地等以外の農地等を既に所有し、他の者に貸借している場合には、

- ① 他の者に貸借している農地等の返還を受けて耕作の事業に供することにつき支障がないときには、当該農地等を含む全ての農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる必要がありますが、
- ② 他の者に貸借している農地等について、耕作者が適切に耕作を行っている等当該農地等の返還を受けることができないときには、当該農地等を除く農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められれば、全部効率利用要件を満たすものと判断することとしています。

また、相続等により遠隔地にある農地を取得し、他の者に貸借している場合は、②に該当し、遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないこととしています。

したがって、御要望のようなケースは、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たし得るものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)(以下「基準」という。)の別紙1の第3の3の(1)には、「農地等の返還を受けて耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず」との記載があるが、第1次回答中の「耕作者が適切に耕作を行っている」ことが「返還を受けることができないとき」に当たることを基準から読み取ることは難しいため、基準の記載を明確にし、処理基準の改正若しくは新たに解釈を示した通知を発出するべきである。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

管理番号	746	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例と必要性】
本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が大変多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。
通路のみにコンクリートを舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の間取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。
一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも割高になってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。
収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。
転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすよう提案する。

根拠法令等

農地法第2条第1項、第4条、第5条

農地法に基づき権利移動の統制等の規制対象となる農地は、耕作の目的に供される土地と定義されており、御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではありませんので、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。

さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、植物工場や畜舎の敷地など、現在、農地法の対象外として自由に取引されている土地が新たに規制対象となるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることから、困難と考えております。

なお、税制上の地目は、資産の評価を行う観点から分類しているものです。このため、御要望のような施設を農地法上の農地とみなしたことをもって、ただちに税制上も農地として評価・課税されるとは限らず、各税制の所管省庁において、適切な資産の評価を行う観点から別途判断されるものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在の農業施策において、統合環境制御を行う養液栽培施設も推進されているところですが、その普及の妨げとなっているものの一つとしてこの問題が存在していると認識しています。

施設の全面コンクリート舗装を実現するためには、転用許可のための費用と時間がさらに必要となっている現状を踏まえると、新たな技術導入の足かせとなっていることは否めません。

ご回答の中でこうした施設と畜舎を同列の扱いとされていますが、愛知県における建築基準法の運用においては農業用温室を建築物としてみなしてはならず、施設園芸用地については農地法の規制対象とした取り扱いとなっております。この取り扱いを参考としていわゆる太陽光利用型温室に限り、その用地(農地)の扱いを変更するのであれば、ご指摘のような私有財産の規制強化につながる影響は最小限にとどまるものと推察しています。

また、こうした施設園芸用地の税制面での取り扱いも農地とすることで、農業における新技術導入が促進されると確信していますので、関係省庁にも働きかけていただきますようお願いします。